

様式1の1

被災宅地危険度判定士

登録申請書

講習会の最終日を記載

申請日 令和 6年 11月 29日

石川県知事 様

わたくしは、石川県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第1項第各号の一に該当し、第10条に定める被災宅地危険度判定士養成講習会を修了したので、第5条第1項本文の規定により、被災宅地危険度判定士の登録を申請します。

ふりがな	いしかわ たろう		生年月日	大正 昭和 55年 1月 3日生 平成
申請者氏名	石川 太郎			
居住地住所	〒920-XXXX 金沢市広坂1丁目1番地		TEL	076-261-1111
勤務先	名称	(名称) ○○建設株式会社 (所属部署) 事業部工事課		
	所在地	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地		TEL 076-225-1111

申請者は、次のうち、該当するいずれか一つの欄に○を付け、それぞれ→の番号にある書類を添付すること。

資格要件該当別	石川県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第1項第1号該当 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条各号又は都市計画法施行規則第19条第1項第1号イからチに規定する設計者の資格を有する。	○	→ ①
	石川県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第1項第2号該当 国又は地方公共団体等の職員（職員であった者を含む。）で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する。		→ ②
	石川県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第1項第3号該当 国又は地方公共団体等の職員（職員であった者を含む。）で、土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、石川県知事から認められている。		→ ③

- ① 資格要件申告書（様式1の2）
資格要件申告書で添付することとされている書面
- ② 実務経験証明書（様式1の3）
- ③ 都道府県知事の認定書（原本を添付すること。）
実務経験証明書（様式1の3）

※ 登録番号	※ 有効期限
C2-	R . .

※欄記入不要

様式1の1 「被災宅地危険度判定士登録申請書」記入上の注意

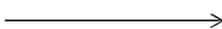
- 1 この申請書は、被災宅地危険度判定士として登録を受ける意思があり、資格要件を満たしている方のみ提出して下さい。
- 2 「登録番号」欄、「有効期限」欄以外の全ての欄に記入して下さい。
- 3 「申請日」は、同時に提出する「被災宅地危険度判定士養成講習会申込書」にある“講習会の開催日”を記入して下さい。
- 4 この登録申請書には、あなたの資格要件によりそれぞれ定められた添付すべき書類がありますので、ご注意ください。詳しくは、この用紙を入手した県窓口（建築住宅課）にお問い合わせください。
- 5 各欄の記入手順
この申請書に記入する内容は、「被災宅地危険度判定士養成講習会申込書」とほとんど同じです。「講習会申込書」と見比べて記入の誤りが無いように注意して下さい。
 - (1) 「申請者氏名」欄には、運転免許証等の公的な証明書で確認することができる、あなたの氏名を楷書で判読できるように記入し、よみがなを付けて下さい。生年月日は、“大正・昭和・平成”のうち該当するものを○で囲んで記入して下さい。
 - (2) 「居住地住所」欄には、住民登録等の有無に関係なく、現在あなたが日常生活の本拠としている住所（通常、生活の場としている、連絡を取ることができる所）を記入して下さい。「電話番号」は、最も確実に連絡が取れる番号を記入して下さい。
 - (3) 「勤務先」欄には、現在あなたが勤務している会社等の名称、所属部局課名と、その所在地を記入して下さい。「電話番号」は、「居住地」欄と同様に最も確実に連絡が取れる番号を記入し、勤務先の代表番号のみ記入する等、非常時の連絡に手間がかかる可能性がある番号は避けて下さい。
 - (4) 「資格要件該当別」欄は、「講習会申込書」の「判定士資格要件」欄と同じ該当区分に○をつけて下さい。
なお、○を付ける欄により添付する証明書等の種類が異なりますので、注意して下さい。
第3条第1項第1号（：①の欄）に○を付けた場合には「被災宅地危険度判定士資格要件申告書（様式1の2）」とこの「申告書」の中で添付することとされている書面を、第3条第1項第2号（：②の欄）に○を付けた場合には「被災宅地危険度判定士実務経験証明書（様式1の3）」を添付することになります。
 - (5) 「登録番号」と「有効期限」の欄には、何も記入しないで下さい。

被災宅地危険度判定士
資格要件申告書

わたくしは、石川県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第1項第1号に定める資格要件に下記のとおり該当することを必要書類を添え申告します。

記

該当する資格要件



ア

裏面より該当する要件の番号を記入する。

講習会の最終日を記載

令和 6年 11月 29日

石川県知事 様

申告者氏名 石川 太郎

(裏面)

該当する資格要件 該当するものいずれか1つの記号を表面 □ に記入し、指定された証明書を添付する。

ア	大学院等在学経験者：盛土規制法令第22条第5号(宅造告示第1号)、都計規則第19条第1項第1号チ(都計告示38第1号) 該当 大学(短期大学を除く)の大学院若しくは専攻科又は旧大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して1年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して1年以上の実務経験を有する者 必要な添付書類：在学期間を証明する書類(必要な場合において履修科目証明書を追加) 実務経験証明書(様式1の3)
イ	大学卒業生：盛土規制法令第22条第1号、都計規則第19条第1項第1号イ該当 大学(短期大学を除く)又は旧大学で正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務経験を有する者 必要な添付書類：卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) 実務経験証明書(様式1の3)
ウ	3年課程の短期大学卒業生：盛土規制法令第22条第2号、都計規則第19条第1項第1号ロ該当 短期大学で正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程(夜間を除く)を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する修業年限3年の課程(夜間を除く)を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者 必要な添付書類：卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) 実務経験証明書(様式1の3)
エ	短期大学、高等専門学校卒業生：盛土規制法令第22条第3号、都計規則第19条第1項第1号ハ該当 前項以外の短期大学、高等専門学校又は旧専門学校で正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して4年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して4年以上の実務経験を有する者 必要な添付書類：卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) 実務経験証明書(様式1の3)
オ	高等学校卒業生：盛土規制法令第22条第4号、都計規則第19条第1項第1号ニ該当 高等学校、中等教育学校又は旧中等学校で正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して7年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して7年以上の実務経験を有する者 必要な添付書類：卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) 実務経験証明書(様式1の3)
カ	講習会修了者：盛土規制法令第22条第5号(宅造告示第4号)、都計規則第19条第1項第1号ト該当 土木又は建築に関する技術に関して10年以上の実務経験を有する者及び宅地開発に関する技術に関する7年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する10年以上の実務経験を有する者で、大臣認定講習を修了した者 必要な添付書類：講習会修了証の写し 実務経験証明書(様式1の3)
指定の国家資格を有する者	
キ	技術士：盛土規制法令第22条第5号(宅造告示第2号)、都計規則第19条第1項第1号ホ(都計告示39) 該当 技術士法における第二次試験において技術部門を建設部門とするものに合格した者及び技術部門を水道部門又は衛生工学部門とするものに合格し、合格の後、宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務経験を有する者 必要な添付書類：技術士登録証の写し又は技術士第二次試験合格証明書 実務経験証明書(様式1の3 技術部門を建設部門とする場合は不要)
ク	一級建築士：盛土規制法令第22条第5号(宅造告示第3号)、都計規則第19条第1項第1号ヘ該当 一級建築士の資格を有する者 必要な添付書類：一級建築士免許証又は免許証明書の写し

注) この面で「盛土規制法令」とあるのは宅地造成及び特定盛土等規制法施行令を、「宅造告示」とあるのは昭和37年3月29日付け建設省告示第1005号を、「都計規則」とあるのは都市計画法施行規則を、「都計告示38」とあるのは昭和45年1月12日付け建設省告示第38号を、「都計告示39」とあるのは昭和45年1月12日付け建設省告示第39号を表す。

様式1の2 「被災宅地危険度判定士資格要件申告書」記入上の注意

1 この申告書は、「被災宅地危険度判定士登録申請書」の「資格要件該当別」欄に第3条第1項第1号に該当すると記入された方（：①の欄に○を付けた方）のみ提出して下さい。

②又は③の欄に○を付けた方は、この申告書を提出する必要はありません。

2 各欄の記入手順

- (1) あなたの資格要件を裏面から一つ選択し、「該当する資格要件」欄に記入して下さい。
なお、裏面の資格要件の二つ以上に該当する場合には、あなたが適当と考える資格要件の一つだけ選択し、記入して下さい。
- (2) 裏面のあなたが選択した「該当する資格要件」の欄内に、必要な添付書類が記載されています。
この必要な添付書類は、資格要件ごとに異なりますので、注意して下さい。
- (3) 資格要件「ア」から「オ」に該当する方
「在学の期間を証明する書類」又は「卒業証明書」には、それぞれ証明書の原本を添付して下さい。卒業証書のコピーでは、受付できません。
また、添付していただいた証明書で、資格要件として必要な学科、課程を修めていることが確認できない場合には、「履修科目証明書（又はこれに準ずる証明書）」の追加添付をお願いすることがあります。（なお、初めから履修科目証明書を添付していただいても結構ですが、卒業年月日等が明らかでない場合には、改めて卒業証明書の添付をお願いすることになります。）
- (4) 資格要件「キ」に該当する方
「技術士第二次試験合格証明書」は、必ず技術部門の別が記載されているものを添付して下さい。
技術部門が記載されていないものについては、受付できません。
- (5) 「実務経験証明書（様式1の3）」は、証明が必要となる期間が資格要件ごとに異なりますので、それぞれ該当する欄に指定されている年数に注意して下さい。
- (6) 提出年月日には、同時に提出する「被災宅地危険度判定士養成講習会申込書」にある“講習会の開催日”を記入して下さい。

様式1の3

被災宅地危険度判定士

実務経験証明書

土木建築又は宅地開発に関する技術

下記の者は、

~~宅地開発に係る業務~~

に関し、下記のとおり実務の経験を有することを証明します。

どちらか該当する方を残し、二重線で消す

令和6年 10月 20日

この証明書を実際に作成した日

職名 〇〇建設株式会社 事業部長

証明者

氏名 宅地 一郎



記

被証明者氏名	石川 太郎	生年月日	S55年 1月 3日	証明期間	H27年 4月 から R4年 3月 まで
職名	主な経験内容		期間		
技師	(例1) 県道改良工事設計		H27年 4月 から H28年 3月 まで		
技師	(例2) 〇〇市 土地区画整理事業実施設計		H28年 4月 から H30年 3月 まで		
技師	(例3) 〇〇市 スーパーマーケット建設工事設計		H30年 4月 から H31年 3月 まで		
技師	(例4) ××町 工業団地造成工事設計		H31年 4月 から R4年 3月 まで		
			年 月 から 年 月 まで		
			年 月 から 年 月 まで		
			年 月 から 年 月 まで		
			年 月 から 年 月 まで		
合計				7年 0ヶ月	

様式1の3 「被災宅地危険度判定士実務経験証明書」記入上の注意

- 1 「被災宅地危険度判定士登録申請書」又は「被災宅地危険度判定士資格要件申告書」で、「実務経験証明書」の添付が必要とされた方は、必ずこの様式に実務経験内容の証明を行い、提出して下さい。
この証明書の提出を必要としない方は、第3条第1項第1号に該当し（登録申請書で資格要件該当別①に○を付けた方）、資格要件申告書の「キ 技術士」で技術部門を建設部門とする方及び「ク 一級建築士」である方のみとなります。
- 2 この証明書は、証明者が証明することのできる期間のみ一枚にまとめて記載することができます。
証明者が異なる場合には、二枚以上に書き分けて下さい。また、このとき「証明期間」が重複している場合は、重複している期間については、いずれか一枚の証明しか有効となりませんので、ご注意下さい。
- 3 各欄の記入手順
 - (1) 証明文章中の「土木、建築又は宅地開発に関する技術」と「宅地開発に係る業務」は、どちらかあなたが該当する方を一方だけ残し、他方を———で消して下さい。
なお、第3条第1項第1号及び第2号に該当する方は「土木、建築又は宅地開発に関する技術」を残し、第3条第1項第3号に該当する方は「宅地開発に係る業務」を残して下さい。
 - (2) 証明年月日は、この証明書を記入し証明者が証明を行った日を記入して下さい。
 - (3) 「証明者」となれるのは、あなたが「職名」欄に記載した役職を管理すべき役職にある方です。例えば、「××部〇〇課」に所属していた期間の証明は、「〇〇課長」又は「××部長」の証明が必要となります。（当然ながら「部長」より上位の管理者でもかまいません）。
なお、証明者自筆の署名がある場合には捺印の必要はなく、また、使用されている印が証明者の役職の公印である場合には記名の必要はありません。
 - (4) 「被証明者氏名」、「生年月日」の欄には、それぞれあなたの氏名、生年月日を記入して下さい。
 - (5) 「証明期間」欄には、「証明者」として記名した方が、あなたの実務経験について証明できる期間（あなたが、証明者の管理する部署に所属していた期間）を記入して下さい。
なお、証明期間は月単位で記入し、その初日が毎月2日以降である場合には、最初の月を算入せずに記入して下さい。
 - (6) 「役職」欄には、証明期間内にあなたが就いていた役職の名称を具体的に（例えば、「××部〇〇課△△係技術吏員」等）記入して下さい。
 - (7) 「主な経験の内容」欄には、「役職」欄に記載した役職にいた期間中にあなたが行った具体的な業務の名称を、概ね2年毎に一つ以上記載して下さい。
 - (8) 「期間」欄には、「職名」欄に記載した役職にあなたが就いていた期間を記入して下さい。
なお、期間は、「期間証明」欄と同様に月単位で記入し、その初日が毎月2日以降である場合には、最初の月を算入せずに記入して下さい。
 - (9) 「合計」欄には、「期間」欄に記入した期間の年月を合計し記入して下さい。

※受付番号

被災宅地危険度判定士養成講習会
受講申込書

石川県知事 様

私は、被災宅地危険度判定制度に協力したいので、下記のとおり、被災宅地危険度判定講習会の受講を申し込みます。

1. 受講する講習会

開催日時 令和6年11月5日(火)から11月29日(金)

開催地(会場) 動画によるオンデマンド配信

ふりがな 氏名	いしかわ たろう		生年月日 大正 昭和 55年 1月 3日生 平成
	石川 太郎		
居住地	〒920-XXXX 金沢市広坂1丁目1番地		TEL 076-261-1111
勤務先	名称	(名称) ○○建設株式会社 (所属部署) 事業部工事課	
	所在地	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地	TEL 076-225-1111

被災宅地危険度判定士として登録を希望する方は、以下の該当する欄に○を記入して下さい。

2. 判定士資格要件

- ① 石川県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第1項第1号該当
- (盛土規制法令第22条各号又は都計法規則第19条に該当する者)
- ② 石川県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第1項第2号該当
- (国又は地方公共団体の職員等で土木、建築の技術に関して3年以上の実務経験者)
- ③ 石川県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第1項第3号該当

3. 登録を希望する住所又は所在地

居住地住所を希望する。	<input type="checkbox"/>
勤務先所在地を希望する。	<input type="radio"/>

※ 被災宅地危険度判定士登録証には、○を記入した方の住所が記載されます。

様式9「被災宅地危険度判定士養成講習会受講申込書」記入上の注意

- 1 「※受付番号」欄以外の全ての欄に記入して下さい。
- 2 被災宅地危険度判定士として登録を受けようとする方は、この受講申込書と同時に被災宅地危険度判定士登録申請書一式を提出する必要があります。
- 3 各欄の記入手順
 - (1) 「氏名」欄には、運転免許証等の公的な証明書で確認することができる、あなたの氏名を記載し、よみがなを付けて下さい。生年月日は、“大正・昭和・平成”のうち該当するものを○で囲んで記入して下さい。
 - (2) 「居住地」欄には、住民登録等の有無に関係なく、現在あなたが日常生活の本拠としている住所（通常、生活の場としている、連絡を取ることができる所）を記入して下さい。「電話番号」は、最も確実に連絡が取れる番号を記入して下さい。
 - (3) 「勤務先」欄には、現在あなたが勤務している会社等の名称、所属部局課名と、その所在地を記入して下さい。「電話番号」は、「居住地」欄と同様に最も確実に連絡が取れる番号を記入して下さい。
 - (4) 「判定士資格要件」は、被災宅地危険度判定士として登録を受けようとする方のみ、あなたの宅地判定士となれる資格に該当する方に○を記入して下さい。
 - (5) 「登録を希望する住所又は所在地」は、あなたの「居住地住所」か「勤務先所在地」のいずれかを選んで、該当する方に○を記入して下さい。
また、講習会修了後交付される「被災宅地危険度判定士登録証」には、ここで希望した住所が記載されることになります。